

自衛消防訓練を実施しましょう～「あなたの事業所では、消防訓練を実施していますか？」～

消防訓練は、「義務」と「責務」です！

【自衛消防訓練とは】

火災発生時には、防火対象物で勤務する従業員や居住者が消火、通報及び避難誘導等の活動を行わなければなりません。

消防訓練の実施は、管理権原者の義務（消防法第8条第1項）や、防火管理者の責務（消防法施行令第3条の2）の中で消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施しなければなりません。

「防火管理者」は、消防計画に基づいて、消火、通報、避難の訓練を実施することが義務付けられています。これは災害時に十分な対応ができるようにすることを目的としています。



【訓練の実施回数】

《防火管理者の責務において実施する訓練》 ◇[消火・避難訓練通知書](#)により消防署所へ通報してください。

種 別	内 容	訓練の回数	
		特定用途防火対象物	非特定用途防火対象物
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数 (年1回以上)
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練		
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練		消防計画に定めた回数（年1回以上、事業所内で行う模擬の通報訓練を実施してください。）
総合訓練	消火・避難・通報訓練の要素が入った一連の訓練		年1回以上（有効な訓練として推奨）

※ 必要な訓練の回数を消防計画に定めてください。



【訓練を実施するときの事前通報及び実施記録の保存】

特定用途防火対象物が訓練を行う際は、事前に管轄する消防署に通報しなければならないと規定されています。（消防法施行規則第3条第11項）

○次のいずれかの方法で、忘れずに訓練の通報をしましょう。

※訓練指導の必要があれば、事前にご相談ください。

消防・避難訓練通知書

消防署所へ提出
FAX・メールまたは
郵送



管轄の
消防署又は出張所

〈実施記録の保存〉

「特定用途防火対象物」・「非特定用途防火対象物」問わず「自衛消防訓練」を実施した場合、「防火管理維持台帳」に記録し、[3年間保存](#)してください。

※ 消防局予防課及び消防署では、「訓練教材用DVD」や「訓練用消火器」などの貸出しを行っておりますのでお問い合わせください。

※ 査察時等を利用して[消火・避難訓練通知書等と防火管理維持台帳の記録との照合](#)などにより自衛消防訓練の実施状況の事実確認を行いますのでご協力ください。